

第2次 八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)

～まちづくり 人にやさしく 人がやさしく～



2021(令和3)年 3月
八尾市

表紙絵は、2018（平成 30）年度の「八尾市人権教育・啓発プラン推進市民フォーラム」で作成したLINEスタンプを活用しています。

このLINEスタンプは、人権啓発の手法の一つとして、公募市民等で構成されるフォーラム会議の中で、委員の方々が、人権について、こんな言葉を啓発したい、こんなことをみんなに知ってもらいたいという考えを出し合ってもらったものです。また、デザインには、人権啓発の催しである「ひゅーまんフェスタ」のマスコットキャラクター「ひゅーペン」を用いており、より多くの方に利用してもらい、さまざまな人権についての理解を広めていただきたいという思いで作成しました。

このLINEスタンプは、「ひゅーペン 気持ちを伝えるスタンプ」としてご購入いただけます。

ごあいさつ



本市におきましては、すべての人の人権が尊重される社会づくりに向け、2016（平成28）年に「第2次八尾市人権教育・啓発プラン」を市民の皆様とともに策定し、人権意識の高揚にかかるさまざまな取り組みを進めてまいりました。

国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」、すなわちSDGsにおいて、「誰一人取り残さない」という理念が示される中、2021（令和3）年度には、「八尾市第6次総合計画」が新たにスタートします。総合計画においては、「一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進」を掲げており、一人ひとりの人権が尊重され、差別のない、ともに認め合い、すべての生活領域で誰一人取り残されることなく安心して暮らすまちづくりをめざしています。

めまぐるしく変化する社会経済情勢等の影響により、私たちを取り巻く環境も変化し、人権に関する諸問題も複雑多様化しています。これを受け、人権に関する法制度や新たな課題に対応するため、この度、「第2次八尾市人権教育・啓発プラン」の改定を行いました。

今後は、改定した本計画に基づき、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、施策のさらなる推進に努めてまいります。皆様におかれましては、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の見直しにあたり、熱心なご議論を賜りました八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様に、心より厚くお礼を申し上げます。

2021（令和3）年3月

八尾市長 **大松 桂右**

目次

序章	1
第1章 基本的な考え方	2
1. 人権とは	2
2. 人権教育・啓発とは	3
3. 人権教育・啓発をめぐる背景	4
① 国際的な動き	4
② 国内の状況	6
③ 八尾市のこれまでの取り組み	7
4. 計画の位置づけ	9
総合計画との関係	10
各分野の個別計画との関係	11
5. 計画の目標年次	11
第2章 さまざまな人権に関する現状と課題	12
○女性	12
○子ども	14
○高齢者	16
○障がいのある人	18
○同和問題（部落差別）	20
○外国人	23
○インターネットにおける人権問題	25
○特定の疾患に対する人権問題	27
○性的マイノリティに対する人権問題	28
○刑を終えて出所した人	29
○犯罪被害者等	30
○さまざまな人権問題	31

第3章 八尾市人権教育・啓発プランにおける	
これまでの取り組みと課題（総括）	34
1. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	34
(1) 学校等での取り組み	34
(2) 職場での取り組み	38
(3) 地域での取り組み	41
2. 人権教育・啓発を進めるために	45
(1) 総合的かつ効果的な推進体制の充実	45
(2) 推進体制	46
(3) 進行管理と評価	47
第4章 基本理念	48
1. このプランのめざすもの（基本理念）	48
2. 大切にしたい視点	49
3. 第2次八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）体系表	52
第5章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	54
第1節 学校等での取り組み	54
1. 就学前における人権教育の推進	54
2. 学校における人権教育の推進	55
3. 子どものいじめ防止等の取り組みの推進	58
4. 保育・教育関係職員への人権研修の推進	59
第2節 職場での取り組み	61
1. 企業等における人権啓発の推進	62
2. 特定職業従事者に対する人権啓発の推進	64
① 市職員等に対する取り組み	64
② 福祉関係者に対する取り組み	66
③ 保健・医療関係者、消防職員に対する取り組み	67

第3節 地域での取り組み	68
1. 地域に根づいた人権教育・啓発の推進	69
① 地域や学校の活動の場を活用した人権教育・啓発の推進	69
② 地域で活動する団体を中心とした人権教育・啓発の推進	70
③ 地域、家庭、学校・認定こども園等の連携の推進	71
④ 子どもも大人も地域で学ぶ人権教育	72
⑤ 地域における子どものいじめ防止等の取り組みの推進	72
2. 家庭における人権教育・啓発の支援	73
① 相談窓口の充実	73
② 保護者への人権教育・啓発の推進	74
3. 相互理解と交流の推進	75
① 地域の支えあいや見守りあいを活かした人権課題の解決の促進	75
② 多様な人が地域で活躍し交流できる人権教育・啓発の推進	77
③ 権利としての人権教育の支援	78
④ 多文化共生と国際交流の推進	79
4. 市民団体や研究機関による活動の促進	81
第6章 人権教育・啓発を進めるために	84
1. 総合的かつ効果的な推進体制の充実	84
① 総合的な情報提供の推進	84
② 市民に伝わる人権教育・啓発手法の検討	86
③ 指導者の育成	88
④ 市民との協働	89
⑤ 各種団体等との連携	90
⑥ 国・大阪府・他の市町村との連携	91
⑦ 庁内推進体制の充実	91
2. 進行管理と評価の実施	92
① 定期的な効果測定の実施	92
② 進行管理と評価の充実	92
用語解説	94
参考資料	102
※第5章・第6章の「主な取り組み」の「取り組み主体」は、2021（令和3）年度組織機構改革による担当課名称を記載しています。	

序章

本市では、2001（平成13）年に、「八尾市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、人権が尊重され、共に認め合い、幸せに暮らせる社会づくりに取り組んできました。また、2021（令和3）年度からはじまる「八尾市第6次総合計画」では、まちづくりの目標の1つに「つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち」を掲げ、人権尊重のまちづくりを進めていきます。

「八尾市人権教育・啓発プラン」は、同条例に基づく八尾市人権尊重の社会づくり審議会から「人権意識の高揚を図るための施策」及び「人権擁護に資する施策」を総合的に推進するための方策について、2003（平成15）年10月に答申を受け、2006（平成18）年3月に策定後、2016（平成28）年3月に「第2次八尾市人権教育・啓発プラン」（以下、本計画という。）を策定いたしました。

本計画においては、市民一人ひとりが人権を自分自身の課題としてとらえ、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、すべての人びとの人権にも十分に配慮した行動が取れるよう、人権意識の高揚にかかる施策の推進を行っていくこととし、取り組みを進めてきました。

2020（令和2）年度において、本計画の策定から5年が経過することから、社会状況の変化や法制度の整備、新たに発生している課題等への対応、市の総合計画をはじめとする関係計画等との整合性を図るため、今般、本計画の中間見直しをいたしました。

本計画を改定するにあたって、「八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会」を設置し、人権関係団体から選出された方や市民の方などの参画のもと、市民との協働で計画の策定に取り組んできました。また、本審議会では、ワーキング部会を設置し、ワークショップ形式を取り入れ、計画内容について検討を行ってきました。

また、2019（令和元）年度に、「令和元年度人権についての市民意識調査」を実施し、広く市民の人権についての現状や意識等の把握を行いました。

今後も、引き続き人権を尊重するまちづくりの実現に向けて施策を総合的に推進し、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて、本計画の推進に努めていきます。